

## 加西市告示第8号

市が所有する土地について、随時売払いを実施するので下記のとおり公告する。

令和2年1月30日

加西市長 西村 和平

### 記

#### 1 売却物件一覧表

番号	物件名 所在地	地目	面積 (㎡)	最低売却価格 (円)
1	北条西保育所跡地 加西市北条町北条字下馬 391 番	宅地	2,336.69	85,200,000
2	職員駐車場跡地 加西市北条町北条字桐井 285 番 6	宅地	158.68	4,850,000
3	北条町横尾市有地 加西市北条町横尾字西川向 364 番 33	宅地	337.77	9,993,000

なお、先着順での売払いのため、既に申請受付を終了している場合もあるので留意すること。

#### 2 申請者の資格

(1) 法人又は個人を問わず、どなたでも申請することができる。ただし、次の各号に該当する方は申請することができない。

- ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者
  - ア 市との契約の履行に当たり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、又は物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が市と契約を締結すること又は市との契約者が契約内容を履行することを妨げた者
  - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり市の職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由なく市との契約を履行しなかった者

- カ アからオまでのいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過しない者を  
契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ③ 地方自治法第238条の3第1項に規定する市の公有財産に関する事務に従事する者
- ④ 次に掲げる税を滞納している者
- ア 国税（法人税又は申告所得税並びに消費税及び地方消費税をいう。）
- イ 市税（加西市内に住所を有する個人又は加西市内に本店を有する法人に限る。）
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的活動を常態とする団体及びその構成員など、これらと密接な関係を有する者

#### （2）共有名義の場合

複数の者が共同で購入を希望する場合は、代表者を選任し、代表者はその他の者と調整を行うとともに、市との協議において窓口となり、構成員は連帯して責任を負う。

なお、共有名義で申請の場合には、全員が申請者の資格要件を満たすことが必要となる。

### 3 申請の方法

事前に電話等で希望する物件の受付状況を確認の上、必要書類を直接持参のこと。

先着順で申請を受付ける。なお、郵送等による申請は受けしない。

#### （1）受付期間

令和2年1月30日（木）から随時

（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）

受付時間：9時00分から17時00分まで（正午から13時00分までを除く）

#### （2）受付場所

加西市北条町横尾1000番地 総務部管財課（加西市本庁舎2階）まで持参のこと。

### 4 その他

本書及び募集要領、その他関係規定を十分理解した上で申請すること。

#### 【書類の提出先・問合せ窓口】

〒675-2395 加西市北条町横尾1000番地

加西市総務部管財課（加西市役所 本庁2階）

電話 0790-42-8704

Fax 0790-43-8257

E-mail : [kanzai@city.kasai.lg.jp](mailto:kanzai@city.kasai.lg.jp)